

個人情報取扱事務登録簿

		区		分		☐ 共通 ☒ 個別	
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		市民生活部国保年金課	
関係課等の名称							
届出年月日		H13. 4. 1		開始年月日		S36. 4. 1	
				最終変更年月日		H30. 9. 3	
事務の名称		国民健康保険の資格の異動に関する事務					
事務の目的		資格の取得又は喪失に関する情報を管理し、適切な保険給付等を行う。					
事務の概要		野田市に住民登録がある者で、他の保険制度の適用を受けないこととなった者又は、他の保険制度の該当でない者が当市に転入した場合は、国民健康保険異動届により加入の届出を受け、市はその情報を台帳として登録を行い、保険給付等を受けられるようにする。また、他の保険制度を受けることとなった者又は当市から転出することとなった者（住所地特例や学生特例を受ける者を除く。）については国民健康保険異動届により喪失の届出を受け、被保険者資格を喪失させる。					
対象者		野田市が行う国民健康保険の被保険者					
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係					
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☒ 収入・支出 ☐ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____					
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____					
収集先		☒ 本人 ☒ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（市民課、課税課、生活支援課） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（） ☒ 公の情報（千葉県、転入者の場合転出地市町村、他の保険者） ☒ その他（千葉県国民健康保険団体連合会）					
経常的な目的外利用・提供先		☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：重度心身障がい者医療費助成に関する事務 主な利用項目（保険加入の情報） ☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：精神障がい者医療費助成に関する事務 主な提供項目（保険加入の情報） ☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：自立支援医療（精神通院）制度に関する事務 主な提供項目（保険加入の情報） ☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：自立支援医療（更生医療）制度に関する事務 主な提供項目（保険加入の情報） ☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：自立支援医療（育成医療）制度に関する事務 主な提供項目（保険加入の情報） ☐ 市の機関又は議会（） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（） ☐ その他（）					
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☒ 1項（法令） ☒ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）					
外部委託等		☒ 外部委託（ ☒ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理					
電子計算機結合		☒ 有⇒結合先： 情報提供ネットワークシステム					

個人情報ファイル簿	■ 有⇒ファイルの名称: 国民健康保険の資格の異動に関する事務ファイル
-----------	-------------------------------------

個人情報取扱事務登録簿

				区	分	☐ 共通	☒ 個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		市民生活部国保年金課	
関係課等の名称							
届出年月日		H13. 4. 1		開始年月日		S36. 4. 1	
				最終変更年月日		R6. 11. 27	
事務の名称							
国民健康保険被保険者資格に基づく保険給付事務							
事務の目的							
被保険者の状況に応じて、保険給付を行うために必要な証を発行する。また保険資格に基づき、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費（海外療養費含む）、訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産一時金、葬祭費の支給に必要な事務を行う。							
事務の概要							
被保険者が保険の給付を受けるために必要な資格確認書等を交付。限度額適用認定証や特定疾病療養受療証等は、被保険者の申請により、要件に該当する場合は証を交付。被保険者が、保険医療に係る治療等を受けた場合、保険者は現物給付又は申請による現金給付にて、法律の定めるところによる自己負担額以外の負担を行い、被保険者が医療を受けることが出来るように事務を行う。療養費（海外療養費含む）、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費及び葬祭費については、被保険者により申請を受理して給付を行う。その他の物は、基本的に現物にて給付を行う。また、被保険者の状況に応じて、保険給付が適正に行われているかの確認を行い、そのほか、定期的に医療費通知やジェネリック医薬品差額通知など被保険者に送付し、適正な医療給付を行う。							
対象者							
野田市が行う国民健康保険の被保険者							
収集項目	要配慮個人情報		☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係				
	上記以外の項目		☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☒ 収入・支出 ☐ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☒ 救急搬送に関する情報 ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____				
	その他		☐ _____ ☐ _____ ☐ _____				
収集先			☒ 本人 ☒ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（高齢者支援課） ☒ 他の行政機関等又は他団体の議会（警防課） ☐ 公の情報（） ☒ その他（千葉県国民健康保険団体連合会）				
経常的な目的外利用・提供先			☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：市税等の滞納整理事務 <u>主な利用項目（高額療養費、療養費等の還付金額）</u> ☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：重度心身障がい者医療費助成に関する事務 <u>主な利用項目（高額療養費、高額介護合算療養費の情報）</u> ☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：精神障がい者医療費助成に関する事務 <u>主な利用項目（高額療養費、高額介護合算療養費の情報）</u> ☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：家族介護慰労金支給事業に関する事務 <u>主な利用項目（給付の状況）</u> ☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：子ども医療費助成事務 <u>主な利用項目（給付の状況）</u> ☒ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：ひとり親家庭等医療費助成金支給事務 <u>主な利用項目（給付の状況）</u> ☐ 市の機関又は議会（） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（） ☐ その他（）				

	目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☒ 1項（法令） ☒ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）
外部委託等	☒ 外部委託（☒ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理
電子計算機結合	☒ 有⇒結合先：国保情報集約システム
個人情報ファイル簿	☒ 有⇒ファイルの名称：国民健康保険被保険者資格に基づく保険給付事務ファイル

個人情報取扱事務登録簿

[illegible]

個人情報取扱事務登録簿

						区	分	☒ 共通 ☐ 個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		市民生活部国保年金課		
関係課等の名称		収税課						
届出年月日		H16. 3. 25	開始年月日		H16. 4. 1	最終変更年月日		H30. 9. 3
事務の名称		国民健康保険税賦課及び収納管理事務						
事務の目的		国民健康保険税の賦課及び収納(滞納処分を含む)を行う。						
事務の概要		加入世帯の所得情報及び資産情報により、世帯主に保険税を通知、収納する。保険税を納期限内に納付していない世帯の世帯主に対し督促を行う。督促において、なお納付していない対象者に滞納処分を行う。保険税を更正した場合、世帯主に追徴または還付を行う。保険税に係る証明書の発行を行う。						
対象者		野田市が行う国民健康保険の被保険者及び被保険者の属する世帯主、納税義務者等						
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係						
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☒ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____						
	その他	☒ 住居状況 ☒ 続柄 ☒ 所得状況 ☒ 振込先口座 ☒ 健康状態 ☒ その他滞納処分に必要な情報						
収集先		☒ 本人 ☒ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（市民課、課税課、収税課、高齢者支援課、障がい者支援課） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☒ 公の情報（公共職業安定所） ☐ その他（ ）						
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ 主な利用項目（ ） ☒ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：照会に関する回答 主な提供項目（賦課及び納付の状況） ☐ 市の機関又は議会（ ） ☒ 他の行政機関等又は他団体の議会（警察、裁判所等国の機関） ☐ その他（ ）						
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☒ 1項（法令） ☒ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）						
外部委託等		☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング ） ☐ 指定管理者による管理						
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：						
個人情報ファイル簿		☒ 有⇒ファイルの名称：国民健康保険税賦課及び収納管理事務ファイル						

個人情報取扱事務登録簿

						区	分	☒ 共通 ☐ 個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		市民生活部国保年金課		
関係課等の名称		収税課						
届出年月日		H30. 3. 22	開始年月日		H30. 4. 1	最終変更年月日		H30. 9. 3
事務の名称		国民健康保険料賦課及び収納管理事務						
事務の目的		国民健康保険料の賦課及び収納(滞納処分を含む)を行う。						
事務の概要		加入世帯の所得情報により、世帯主に保険料を通知、収納する。保険料を納期限内に納付していない世帯の世帯主に対し督促を行う。督促において、なお納付していない対象者に滞納処分を行う。保険料を更正した場合、世帯主に追徴または還付を行う。保険料に係る証明書の発行を行う。						
対象者		野田市が行う国民健康保険の被保険者及び被保険者の属する世帯主、納付義務者等						
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係						
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☒ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____						
	その他	☒ 住居状況 ☒ 続柄 ☒ 所得状況 ☒ 振込先口座 ☒ 健康状態 ☒ その他滞納処分に必要な情報						
		☒ 本人 ☒ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（市民課、課税課、収税課、高齢者支援課、障がい者支援課） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☒ 公の情報（公共職業安定所） ☐ その他（ ）						
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ <u>主な利用項目（ ）</u> ☒ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：照会に関する回答 <u>主な提供項目（賦課及び納付の状況）</u> ☐ 市の機関又は議会（ ） ☒ 他の行政機関等又は他団体の議会（警察、裁判所等国の機関） ☐ その他（ ）						
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☒ 1項（法令） ☒ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）						
外部委託等		☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング ） ☐ 指定管理者による管理						
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：						
個人情報ファイル簿		☒ 有⇒ファイルの名称：国民健康保険料賦課及び収納管理事務ファイル						

個人情報取扱事務登録簿

						区	分	■共通	□個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		市民生活部国保年金課			
関係課等の名称		収税課							
届出年月日		H19.6.22	開始年月日		H19.7.20	最終変更年月日		H30.9.3	
事務の名称		後期高齢者医療保険料賦課収納等事務							
事務の目的		後期高齢者医療保険料の賦課及び収納（滞納処分を含む）督促、還付、更正、減免に関する事務							
事務の概要		市は、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に対して被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の所得に関する情報を提供し、広域連合は当該情報を基に保険料を決定し、市はその通知を受ける。市は、特別徴収の場合、年金保険者から年金支給額に係る情報の提供を受け、徴収すべき保険料の額を通知し、保険料額を収納する。また、市は、被保険者に対し年金から収納する保険料を通知する。年金からの特別徴収でない被保険者の保険料については、納入通知書を交付し、収納する。市は、保険料を納期限内に納付しない被保険者に対して支払の督促をし、督促により指定した納期限を過ぎても自主納付の見込みが立たない場合等は、地方税の滞納処分の例により処分する。市は、広域連合に対し、被保険者から収納した保険料を納付する。なお、所得が増減し保険料の更正に至った場合は、還付や追加徴収を行い、災害や失業などの特別な理由により、生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方については減免申請を受付、申請内容を審査し、減免する場合もある。また、市は、被保険者からの申出により、保険料の納付に関する証明書を発行する。							
対象者		後期高齢者医療被保険者及び同一世帯に属する者							
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係							
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☒ 収入・支出 ☒ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☒ 保険料情報 ☒ 口座振替・振込先口座 ☐							
	その他	☒ 各種申請・届出に記入された情報							
収集先		☒ 本人 ☒ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（市民課、課税課、収税課、高齢者支援課、障がい者支援課） ☒ 他の行政機関等又は他団体の議会（千葉県後期高齢者医療広域連合、他広域連合、他市町村） ☐ 公の情報（ ） ☐ その他（ ）							
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ）							
		☒ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：照会に関する回答 主な提供項目（賦課及び納付の状況） ☐市の機関又は議会（ ） ☒他の行政機関等又は他団体の議会（他広域連合、他市町村、警察、裁判所等国の機関） ☐その他（ ）							
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☒ 1項（法令） ☒ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）							

外 部 委 託 等	☒ 外部委託（☒ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理
電 子 計 算 機 結 合	☐ 有⇒結合先：
個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿	☒ 有⇒ファイルの名称：後期高齢者医療保険料賦課収納等事務ファイル

個人情報取扱事務登録簿

				区		分		□ 共通 ■ 個別		
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		市民生活部国保年金課				
関係課等の名称										
届出年月日		H19. 6. 2		開始年月日		H19. 7. 20		最終変更年月日		H30. 9. 3
事務の名称										
後期高齢者医療資格給付等事務										
事務の目的										
資格、給付、葬祭費の支給、第三者行為求償に関する事務										
事務の概要										
市は、後期高齢者医療制度の資格取得予定者情報、被保険者の資格情報、及び所得課税情報を管理し、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に通知する。また、申請者から後期高齢者医療に係る各種申請及び届出を受け付け、広域連合に通知する（葬祭費支給、第三者行為求償、一部負担金の減免等を含む）。市は、広域連合の決定に基づき、被保険者に対し資格、給付等に関する文書等を引渡す。										
対象者										
収集項目	要配慮個人情報		□ 人種 □ 信条 □ 社会的身分 ■ 健康情報 ■ 障がい □ 犯罪関係							
	上記以外の項目		■ 氏名 ■ 住所 ■ 年齢・生年月日 ■ 性別 ■ 連絡先 ■ 個人番号 ■ 個人識別符号 ■ 本籍・国籍 ■ 家族情報 ■ 学業・職業等 ■ 収入・支出 ■ 資産 ■ 税情報 ■ 公的扶助 ■ 保険料情報 ■ 健康保険加入履歴 ■ 医療費の負担額 ■ 振込先口座							
	その他		■ ■ 各種申請・届出に記入された情報							
収集先			■ 本人 ■ 本人の親族 ■ 市の機関又は議会（市民課、課税課、収税課、高齢者支援課、障がい者支援課） ■ 他の行政機関等又は他団体の議会（千葉県後期高齢者医療広域連合、他広域連合、他市町村） □ 公の情報（ ） ■ その他（千葉県国民健康保険団体連合会）							
経常的な目的外利用・提供先			■ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：重度心身障がい者医療費助成に関する事務 主な利用項目（高額療養費、高額介護合算療養費の情報） ■ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：精神障がい者医療費助成に関する事務 主な利用項目（高額療養費、高額介護合算療養費の情報） ■ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：家族介護慰労金支給事業に関する事務 主な利用項目（給付の状況） ■ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：子ども医療費助成事務 主な利用項目（給付の状況） ■ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：ひとり親家庭等医療費助成金支給事務 主な利用項目（給付の状況） □ 市の機関又は議会（ ） ■ 他の行政機関等又は他団体の議会（他広域連合、他市町村） □ その他（ ）							
			目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ■ 1項（法令） ■ 2項1号（本人同意・本人提供） □ 2項2号（相当理由利用） □ 2項3号（相当理由提供） □ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）							

外 部 委 託 等	☒ 外部委託（☒ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理
電 子 計 算 機 結 合	☐ 有⇒結合先：
個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿	☒ 有⇒ファイルの名称：後期高齢者医療資格給付等事務ファイル

個人情報取扱事務登録簿

						区	分	■共通	□個別	
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		市民生活部国保年金課				
関係課等の名称		保健センター								
届出年月日		H19.6.22		開始年月日		H19.7.20		最終変更年月日		H30.9.3
事務の名称		後期高齢者医療保健事業事務								
事務の目的		被保険者に対する各種保健事業に関する事務								
事務の概要		市は、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が策定する保健事業実施計画に定められた各種保健事業及び市単独の保健事業を実施する。市は、後期高齢者医療健康診査・後期高齢者医療歯科口腔健康診査事業として千葉県後期高齢者医療広域連合と受託契約を締結し健康診査を実施する。（保健センターとの共同事業）市は、人間ドック検査費用助成事業として、被保険者からの助成金の交付申請を受け受理し、内容を審査し、交付の可否を決定し、通知し、交付の決定を受けた者から請求を受け、助成金を交付する。市は、人間ドック検査費用助成金交付決定者を、後期高齢者医療健康診査を受検した者とみなすものとする。市は、はり、きゅう、あん摩等施術に関する事業として、被保険者からの施設利用券の交付申請を受け受理し、内容を審査し、交付の可否を決定し、利用券を交付する。市は、施術担当所からの申請等に基づき、指定、指定内容変更、指定取消等の管理を行う。また、施術担当所から請求書を受け、受理し、内容を審査し、交付の可否を決定し、市給付金を支払う。								
対象者		後期高齢者医療被保険者								
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係								
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☒ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 振込先口座 ☒ 保険料情報 ☒ 申請書・問診票に記入された情報 ☐ _____								
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____								
収集先		☒ 本人 ☒ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会 （ ☐ 保健センター、収税課） ☒ 他の行政機関等又は他団体の議会（千葉県後期高齢者医療広域連合、千葉県国民健康保険団体連合会） ☐ 公の情報 （ ☐ ） ☐ その他 （ ☐ ）								
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <u>主な利用項目（　　　　　　　　　）</u> ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： <u>主な提供項目（　　　　　　　　　）</u> ☐ 市の機関又は議会（☐） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（☐） ☐ その他（☐）								
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）								
外部委託等		☒ 外部委託 （ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理								
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：								

個人情報ファイル簿

■ 有⇒ファイルの名称：期高齢者医療制度保健事業に関する事務ファイル

個人情報取扱事務登録簿

				区	分	☐ 共通	☒ 個別
市の機関の名称	市長		届出部課等の名称		市民生活部国保年金課		
関係課等の名称							
届出年月日		H13. 4. 1	開始年月日		S35. 10. 1	最終変更年月日 R5. 4. 1	
事務の名称 国民年金被保険者に関する事務							
事務の目的 国民年金市町村事務処理基準の規定に基づく、国民年金被保険者の資格取得・喪失、種別変更、死亡及び任意加入、氏名変更、住所変更、基礎年金番号通知書等に関する事務を行う。							
事務の概要 国民年金被保険者の資格取得・喪失、種別変更、死亡及び任意加入、氏名変更、住所変更、基礎年金番号通知書等に関する届書等を受理し、届書等の内容を審査したのち日本年金機構（年金事務所）に送付または報告する。その処理結果を日本年金機構（年金事務所）から受け取り、国民年金システムにて国民年金資格等を管理する。							
対象者 国民年金被保険者							
収集項目		要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係				
		上記以外の項目	■氏名 ■住所 ■年齢・生年月日 ■性別 ■連絡先 ■個人番号 ■個人識別符号 ■本籍・国籍 ■家族情報 ■学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ■年金に関する情報 ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____				
		その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____				
収集先		■本人 ☐ 本人の親族 ■市の機関又は議会（市民課） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ 公の情報（ ） ■その他（日本年金機構）					
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ 主な利用項目（_____） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ 主な提供項目（ ☐市の機関又は議会（ ） ☐他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐その他（ ）					
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）					
外部委託等		■外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理					
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：					
個人情報ファイル		■有⇒ファイルの名称：国民年金被保険者に関する事務ファイル					

個人情報取扱事務登録簿

				区	分	☐ 共通 ☒ 個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称 市民生活部国保年金課		
関係課等の名称						
届出年月日		H13. 4. 1	開始年月日	S36. 4. 1	最終変更年月日	R5. 4. 1
事務の名称 国民年金の給付に関する事務						
事務の目的 国民年金市町村事務処理基準の規定に基づく、受給権者から給付に関する請求書、申出書、届書、申請書や、裁定請求書、年金額改定請求書等に関する事務を行う。						
事務の概要 受給権者から給付に関する請求書、申出書、届書、申請書や、裁定請求書、年金額改定請求書等を受理し、届書等の内容を審査したのうち必要な所得状況等を確認し日本年金機構（年金事務所）に送付または報告する。その処理結果を日本年金機構（年金事務所）から受け取り、国民年金システムに給付に関する情報を管理する。						
対象者 年金請求者						
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☒ 障がい ☒ 犯罪関係				
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☒ 収入・支出 ☐ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☒ 年金に関する情報 ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____				
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____				
収集先		☒ 本人 ☐ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会 （ ☐ 課税課 ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ☐ ） ☐ 公の情報 （ ☐ ） ☒ その他 （ ☐ 日本年金機構 ）				
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ 主な利用項目（ _____ ） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ 主な提供項目（ _____ ） ☐市の機関又は議会（☐ ） ☐他の行政機関等又は他団体の議会（☐ ） ☐その他（☐ ）				
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）				
外部委託等		☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理				
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：				
個人情報ファイル		☒ 有⇒ファイルの名称：国民年金の給付に関する事務ファイル				

個人情報取扱事務登録簿

					区	分	☐ 共通	☒ 個別
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		市民生活部国保年金課		
関係課等の名称								
届出年月日		H13. 4. 1	開始年月日		S36. 4. 1	最終変更年月日		H31. 1. 23
事務の名称		国民年金保険料に関する事務						
事務の目的		国民年金市町村事務処理基準の規定に基づく、被保険者から保険料に関する申出、届書または日本年金機構（年金事務所）から送付された保険料に関する申出書等に関する事務を行う。						
事務の概要		被保険者から付加保険料に関する届書等、中国残留邦人等の特例措置対象者該当に関する届書等、国民年金保険料の法定免除に関する届書等、免除に該当する期間に係る保険料の納付申出に関する届書、産前産後免除該当届書等を受理し、書類内容を審査したのうち日本年金機構（年金事務所）へ送付する。 被保険者からの国民年金保険料免除及び納付猶予に関する申請等、国民年金保険料学生納付特例に関する申請等を受理、または日本年金機構（年金事務所）から送付される継続審査用国民年金保険料免除・納付猶予審査処理表を受理し、記載内容等を審査したのち、免除申請に期間についての前年の所得状況等を確認し、申請書等を日本年金機構（年金事務所）へ送付する。 日本年金機構（年金事務所）からこれらの処理結果を受取り、国民年金システムにて保険料に関する情報を管理する。						
対象者		国民年金第１号被保険者						
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☒ 健康情報 ☒ 障がい ☒ 犯罪関係						
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☒ 収入・支出 ☐ 資産 ☒ 税情報 ☒ 公的扶助 ☒ 雇用保険加入情報 ☒ 年金に関する情報 ☐ _____ ☐						
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____						
収集先		☒ 本人 ☐ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（課税課・生活支援課） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ 公の情報（ ） ☒ その他（日本年金機構）						
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____主な利用項目（_____） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____主な提供項目（_____） ☐市の機関又は議会（_____） ☐他の行政機関等又は他団体の議会（_____） ☐その他（_____）						
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）						
外部委託等		☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理						
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：						

個人情報ファイル

■ 有⇒ファイルの名称：国民年金保険料に関する事務ファイル

個人情報取扱事務登録簿

				区		分		☐ 共通 ☒ 個別			
市の機関の名称		市長		届出部課等の名称		市民生活部国保年金課					
関係課等の名称											
届出年月日		H24. 5. 7		開始年月日		H24. 5. 11		最終変更年月日		H30. 9. 3	
事務の名称		日本年金機構への情報提供に関する事務									
事務の目的		国民年金制度の適切な事業運営のための日本年金機構との協力・連携を行う。									
事務の概要		日本年金機構からの依頼により適切な年金制度運営に必要な、国民年金 1 号への職権適用者の住所情報や国民年金保険料未納者等の所得情報等の各種情報提供をする。									
対象者		国民年金被保険者									
収集項目	要配慮個人情報	☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係									
	上記以外の項目	☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☐ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☒ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☐ 学業・職業等 ☒ 収入・支出 ☒ 資産 ☒ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 年金に関する情報 ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____									
	その他	☐ _____ ☐ _____ ☐ _____									
収集先		☐ 本人 ☐ 本人の親族 ☒ 市の機関又は議会（課税課・市民課） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ☐ 公の情報（ ☐ その他（									
経常的な目的外利用・提供先		☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ☐ 市の機関又は議会（ ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ☐ その他（									
		目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）									
外部委託等		☒ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理									
電子計算機結合		☐ 有⇒結合先：									
個人情報ファイル		☒ 有⇒ファイルの名称：日本年金機構への情報提供に関する事務ファイル									

個人情報取扱事務登録簿

						区		分		☐ 共通	☒ 個別
市の機関の名称			市長		届出部課等の名称			市民生活部国保年金課			
関係課等の名称											
届出年月日			H13. 4. 1	開始年月日		S36. 4. 1	最終変更年月日		H30. 9. 3		
事務の名称			年金相談に関する事務								
事務の目的			相談者の年金に関する指導を行う。								
事務の概要			相談者から年金に関する相談申出書を受付し、本人提供の年金に関する参考資料や、日本年金機構の社会保険オンラインシステムの可搬型窓口装置を利用して、年金記録全般の相談に関する指導をする。								
対象者			相談者								
収集項目	要配慮個人情報		☐ 人種 ☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 健康情報 ☐ 障がい ☐ 犯罪関係								
	上記以外の項目		☒ 氏名 ☒ 住所 ☒ 年齢・生年月日 ☒ 性別 ☒ 連絡先 ☒ 個人番号 ☒ 個人識別符号 ☐ 本籍・国籍 ☒ 家族情報 ☒ 学業・職業等 ☐ 収入・支出 ☐ 資産 ☐ 税情報 ☐ 公的扶助 ☒ 年金に関する情報 ☒ 年金相談に関する情報 ☐ _____ ☐ _____								
	その他		☐ _____ ☐ _____ ☐ _____								
収集先			☒ 本人 ☐ 本人の親族 ☐ 市の機関又は議会（ ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ 公の情報（ ） ☒ その他（日本年金機構）								
経常的な目的外利用・提供先			☐ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____ 主な利用項目（_____） ☐ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____ 主な提供項目（_____） ☐ 市の機関又は議会（ ） ☐ 他の行政機関等又は他団体の議会（ ） ☐ その他（ ）								
			目的外利用・提供の理由（法第69条第1項又は第2項） ☐ 1項（法令） ☐ 2項1号（本人同意・本人提供） ☐ 2項2号（相当理由利用） ☐ 2項3号（相当理由提供） ☐ 2項4号（統計作成、学術利用、本人利益、特別理由提供）								
外部委託等			☐ 外部委託（ ☐ クラウドコンピューティング） ☐ 指定管理者による管理								
電子計算機結合			☐ 有⇒結合先：								
個人情報ファイル			☒ 有⇒ファイルの名称：年金相談に関する事務ファイル								